

米国テロリスク保険の概要

ーテロリスクの特性と課題を中心にー

主席研究員 中江 俊

目 次

1. はじめに

2. テロリスク保険法の概要

- (1) テロリスク保険法の制定の経緯
- (2) TRIA プログラムの制度の内容
- (3) TRIA プログラムによるテロリスク対応への効果および課題

3. テロリスクの特性

- (1) 事故発生頻度の将来予測
- (2) 予想最大損害額の分析
- (3) 逆選択の恐れ
- (4) 事故発生に関する偶然性およびランダム性

4. テロ行為のリスク分析モデル

- (1) リスク分析モデルとは
- (2) テロリスク分析モデルの例
- (3) テロリスク分析モデルの課題

5. 米国以外の国におけるテロリスク対応

- (1) イギリス
- (2) ドイツ
- (3) フランス
- (4) スペイン
- (5) イスラエル

6. おわりに

要旨

米国では、企業分野の損害保険に関するテロ補償は、テロリスク保険法の定めによって連邦政府が支援する仕組みが構築されている。本法は、2001年に未曾有の損害をもたらした同時多発テロの影響によって混乱したテロ補償の引受環境を安定させるべく 2002年から 2005 年までの時限法として制定されたものである。テロ補償の安定的な引受が維持されているのはテロリスク保険プログラムによるものだとする米国の保険業界は、議会および政府に対して継続的な支援を求めてきた。そのような状況から、テロリスク保険法は延長措置が重ねられ、2014年12月末に3度目の期限を迎えようとしている。

一方で、テロ補償の引受にかかわる安定的な状況が維持されているのは、プログラムによる支払が1度も発生していないことが要因の1つとされ、実際にプログラムによる支払が行われた後の保険市場への影響や、新たな形態によるテロ行為への対応など、仕組みに関する課題は決して少なくないと考えられる。

仮に、わが国の保険業界において、テロリスクへの具体的な対応が求められた際には、米国をはじめとする諸外国の取組を踏まえて検討することは当然のステップであり、効果的な制度を参考にすることは、非常に有益である。しかしながら、テロリスクの特性により、既存の制度も多くの課題を抱えており、わが国においては、それらを十分に検証し対処していくことが特に重要であると考えられる。

1. はじめに

わが国では、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催が決定し、政府は「世界一安全な日本」創造戦略を掲げ、その中でテロに強い社会の構築を目指している。

一方、公安調査庁によると、現在の国際テロ情勢は、依然として憂慮すべき状況にあるとして¹、2013年1月の在アルジェリア邦人に対するテロ事件をはじめ、実際に外国に居住する多数の日本人が被害に遭ったことを踏まえ、世界各地のテロ情勢が直接わが国に影響を及ぼし得ることに十分な注意が必要であるとしている。

わが国の保険会社は、一般的な企業向けの保険商品では、テロ損害は免責としていなかったものの、2001年に発生した米国の同時多発テロ以降は、ほとんどの企業向け保険商品で免責としている。

被害国である米国でも同時多発テロ以降、多くの保険会社がテロリスクを免責、もしくは引受を厳しく制限した。しかしながら、社会のテロ補償に対する要請は高く、議会は、テロ補償調達にかかわる混乱を除くために、連邦政府が保険会社のテロ補償の引受を支援する仕組を規定するテロリスク保険法（TRIA）を定め、一定の成果をもたらしているといわれている。本法は時限法である。過去2回の延長を経て、2014年12月末には3度目の期限を控えており、その動向が損保業界の関心事となっている。

わが国では、国内のテロリスクについて、幸いにも、保険引受に関する大きな議論は起きていない。一方、本年2014年4月に貿易保険法が改正され、海外での戦争およびテロによる事業中断にかかわる費用の一部が補償の対象となるなどの動きがある。

本稿では、米国のテロリスクへの保険対応を紹介するにあたり、テロリスク保険法（TRIA）の概要、制度対応を必要としているテロリスクの特性、その特性を踏まえて開発されているテロリスク分析モデルの事例に加えて、参考情報として、米国以外の国々におけるテロリスクへの対応状況を取り上げた。

なお、本稿における意見・考察は筆者の個人的見解であり、所属する組織を代表するものではないことをお断りしておく。

2. テロリスク保険法の概要

2011年9月に米国で発生した同時多発テロ事件は、人的および物的に甚大な被害を

¹ 具体的には、「アルカイダ」幹部らがわが国をテロ攻撃の対象に名指ししたこと（2003年10月、2004年5月および同年10月ならびに2008年4月）、1999年から2003年にかけて、国際テロ組織関係者リオネル・デュモンがわが国への入出国を繰り返したこと、米国同時多発テロ事件の計画立案者である「アルカイダ」幹部に関する審理記録にて在日米国大使館などに対する攻撃を計画したとする証言などが確認されている。

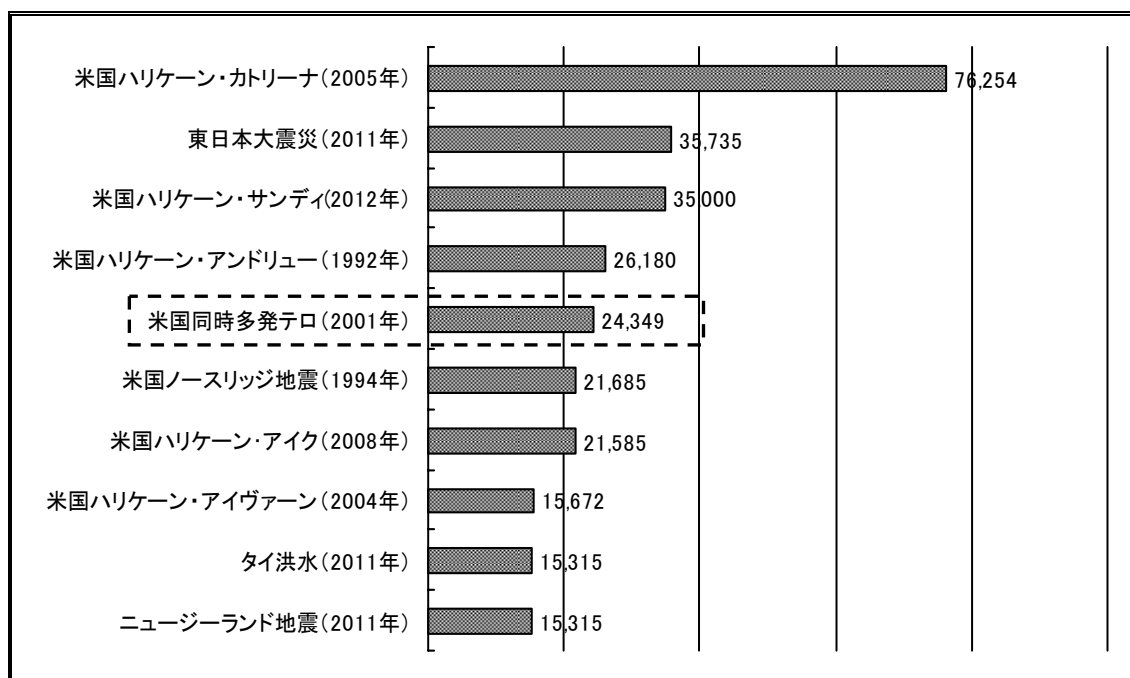
もたらし、保険業界においては巨額の保険金支払とともに、事後の保険引受対応に大きな影響を与えた。テロリスク保険法（Terrorism Risk Insurance Act : TRIA）は、民間保険会社が引き受けたテロリスクの一定割合を連邦政府が負担する仕組みである。本項では、テロリスク保険法（TRIA）の制定の経緯と同制度の枠組および動向等について説明する。

(1) テロリスク保険法の制定の経緯

テロリスク保険法（Terrorism Risk Insurance Act : 以下「TRIA 法」）は、損害保険会社が引き受けた企業契約のテロ行為による損害について、連邦政府が一定割合の支援を行うテロリスク保険プログラム（Terrorism Risk Insurance Program : 以下「TRIA プログラム」）を規定している。同法は、2001年9月11日に発生した米国同時多発テロ事件（以下「同時多発テロ」）の影響による保険業界の混乱を取り除くために2002年11月に制定された。当初は2005年までの時限立法であったが、2度の延長承認を経て、現在は2014年12月末の期限を控え、今後の対応に関する議論が議会、政府および保険業界関係者の間で交わされている。

図表1は、財物損害に関する世界の高額支払のランキングである。同時多発テロによる保険損害額は、ハリケーンや地震など、過去、自然災害による大きな損害を被ってきた米国の歴史においても上位にあり、近年の全世界で発生した災害に比べても、その損害額の大きさが分かる。

図表1 高額保険損害額^(注1) 上位10 (2012年基準^(注2)) (百万ドル)



(注1) 財物および事業中断保険（生命および賠償責任保険を除く）。

(注2) 損害額は2012年基準の金額へインフレ調整を行っている。

(出典：SwissRe, “Natural catastrophes and man-made disasters in 2012” (2013.2)をもとに作成)

a. 米国同時多発テロによる損害

同時多発テロ(図表2参照)による財産保険の損害は2012年の基準でおよそ243億ドル²におよび、米国保険史上のみならず、世界的にみても、未だに最悪のテロ攻撃として記録されている(図表3参照)。

同時多発テロ発生以前の米国では、テロ行為による損害は一般的な保険商品では免責とされておらず、テロリスクは保険金支払対象であった。そのような状況で発生した同時多発テロによる巨額の損害は、そのまま多額の保険金の支払いにつながった。

テロ損害に対する巨額の保険金支払を受け、保険業界ではテロリスクの引受を制限するための素早い対応がとられた。はじめに対応したのは再保険会社である。再保険会社は、テロリスクを引き受けない、もしくは再保険料の水準を大幅に引き上げるなどの対応によりテロリスクの引受を厳しく制限した。再保険会社の対応を受け、元受会社もテロリスクの引受を制限する対応を取った。元受保険会社の場合は州の保険局の認可が必要であったが³、業界および当局の対応は早く、2002年の初頭までに45の州が標準的な企業保険の約款(ISO標準約款⁴)の支払対象からテロによる損害の除外を認めた。

企業がテロ補償を調達できない状況は、経済の大きな混乱につながった。特に、不動産業界においては、建物や工事に対するテロ補償が付保できないことは、銀行からの融資が受けられないなど、米国の主要なビジネスセンターの建設プロジェクトの進行の停滞を招き、景気の減速にも影響することとなった⁵。

² 生命保険、労災保険、賠償責任保険など財産保険以外の損害を含んだ総損害額は421億ドルにおよぶ。

³ 米国の保険事業に関する規制・監督については、50州および特別行政区それぞれに独自の制度が存在し、州別に規制・監督が行われている。

⁴ ISOは会員保険会社向けに標準約款、特約および参考純率等も提供しているアドバイザリー団体である。

⁵ 不動産業界円卓会議(Real Estate Round Table)による当時の調査によると、総計17州、155億ドルの不動産プロジェクトがテロ補償を調達できないことを理由として、延期もしくはキャンセルされ、2002年に格付会社のムーディーズは40億ドルもの不動産担保証券の格付を引き下げた。

図表 2 米国同時多発テロの概要

| |
|---|
| <p>2001年9月11日、4機の米国国内線民間航空機がほぼ同時にハイジャックされ、米国の経済、軍事を象徴する建物に相次いで突入する自爆テロが行われた。2001年の国際社会に最も衝撃を与えたテロ事件とされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現地時間午前8時45分頃、ボストン発ロサンゼルス行きアメリカン航空11便がニューヨークの世界貿易センターの北棟ビルに突入した。続いて午前9時3分頃、ボストン発ロサンゼルス行きユナイテッド航空175便が南棟ビルに突入した。2機の飛行機の突入により、2つのビルは午前10時頃ほぼ同時に倒壊した。 ○ 午前9時45分頃、ワシントン発ロサンゼルス行きアメリカン航空77便がワシントンの国防省ビルに突入、建物の一部が倒壊、炎上した。 ○ 午前10時10分頃、ニューアーク発サンフランシスコ行きユナイテッド航空93便がピッツバーグ近郊の林に墜落した。 ○ このテロによる犠牲者の合計は約3,000名に上り、邦人犠牲者も20名以上に上る巨大な被害をもたらした。 |
|---|

(出典：外務省『平成14年版外交青書』をもとに作成)

図表 3 テロによる財産保険関連の保険損害額 (2012年基準^(注))

| | 発生日 | 発生国 | 事故概要 | 財産保険損害 (百万ドル) | 死者数 |
|----|---------|-------|---|------------------|-------|
| 1 | 2001年9月 | 米国 | 世界貿易センタービルおよびペンタゴンへハイジャックされた航空機が衝突 | 24,364 | 2,982 |
| 2 | 1993年4月 | イギリス | ロンドンの NatWEST ビルの金融区域にて爆弾によるテロ攻撃 | 1,176 | 1 |
| 3 | 1996年6月 | イギリス | マンチェスターのショッピングモールでアイルランド共和軍 (IRA) の自動車爆弾によるテロ攻撃 | 966 | 0 |
| 4 | 1992年4月 | イギリス | ロンドン金融街での爆弾テロ | 870 | 3 |
| 5 | 1993年2月 | 米国 | 世界貿易センターの地下車庫内での爆弾テロ | 810 | 6 |
| 6 | 2001年7月 | スリランカ | テロ組織がコロンボ近郊で民間の航空機3機、軍用機8機を爆破 | 517 | 20 |
| 7 | 1996年2月 | イギリス | 共和軍 (IRA) によるロンドンでの爆弾テロ | 336 | 2 |
| 8 | 1985年6月 | 北大西洋 | アイルランド海上でインド航空のボーイング 747 が爆破 | 209 | 329 |
| 9 | 1995年4月 | 米国 | オクラホマシティの政府建物へのトラック爆弾によるテロ攻撃 | 189 | 166 |
| 10 | 1970年9月 | ヨルダン | パレスチナ解放機構 (PLO) による旅客機同時ハイジャックにより3機が地上で爆破 | 165 | 0 |

(注) 損害額は2012年基準の金額へインフレ調整を行っている。

(出典：I.I.L., “Terrorism Risk: A Constant Threat” (2013.6)をもとに作成)

b. TRIA 法の制定

同時多発テロによって企業のテロ補償の調達が困難になった状況を改善するため、2002年11月26日に TRIA 法は制定され、TRIA プログラムが導入された。TRIA 法の制定にあたり、その目的として、①民間保険市場の安定のため、テロ損害を政府と保険会社が共同で引き受ける時限制度を構築すること、②テロ補償の入手可能性 (availability) と購入可能性 (affordability) を改善することで契約者保護を図るこ

と、③州の保険規制⁶を維持すること、の3つが掲げられた。

TRIA 法の規定する TRIA プログラムでは、企業契約に対する米国内で発生したテロ行為による損害を民間保険会社と連邦政府がシェアする仕組みが構築されている。テロ行為に起因する保険会社の支払保険金が一定額を超過した場合に、政府が保険会社に対して補償を行う。

TRIA プログラムの中心的な運営は財務省（Department of Treasury）の一部門である連邦保険局（Federal Insurance Office : FIO）⁷が担っている。TRIA 法は、当初 2005 年までの 3 年間の時限法として制定されたが、米国におけるテロの脅威は、引き続き大きく認識され、テロ補償の入手可能性と購入可能性の安定を保つため、2005 年および 2007 年の 2 度にわたる延長が行われている。2 度の延長を経て TRIA プログラムの政府の負担範囲は縮小してきている⁸ものの、制定当初の目的および基本的な枠組の変更はなく、2014 年 12 月末の期限を迎えようとしている。

(2) TRIA プログラムの制度の内容

以下では、TRIA プログラムの制度の内容について説明する。

a. TRIA プログラムによる補償の枠組

TRIA プログラムの補償金が支払われるのは、テロ行為による全保険会社の年間累計保険損害額が 1 億ドルを超過した場合である。図表 4 は TRIA プログラムの政府と保険会社の負担割合等を示す TRIA プログラムの概要図である。連邦政府は、保険会社ごとに算出される免責金額を超える部分の保険損害額の 85%を負担する。保険会社ごとに算出される免責金額は、年次ごとに設定され、各社の前年の TRIA プログラムの対象となるすべての保険契約の合計元受保険料の 20%に相当する額が適用される⁹。

TRIA プログラムの年間の補償額には 1,000 億ドルの上限が定められており、1,000 億ドルを超過する損害に対しては TRIA プログラムからの支払は行われない。また、その場合、保険会社から契約者への保険金の支払も免除されることが TRIA 法に規定されている。

なお、TRIA プログラムによる政府補償が実際に支払われたケースは、2002 年の制

⁶ 米国では、保険事業に関する規制・監督は、州別の規制が行われており、50 州および特別行政区それぞれに独自の制度が存在する。したがって保険商品に関する約款、保険料率の認可制度も州ごとに異なっている。

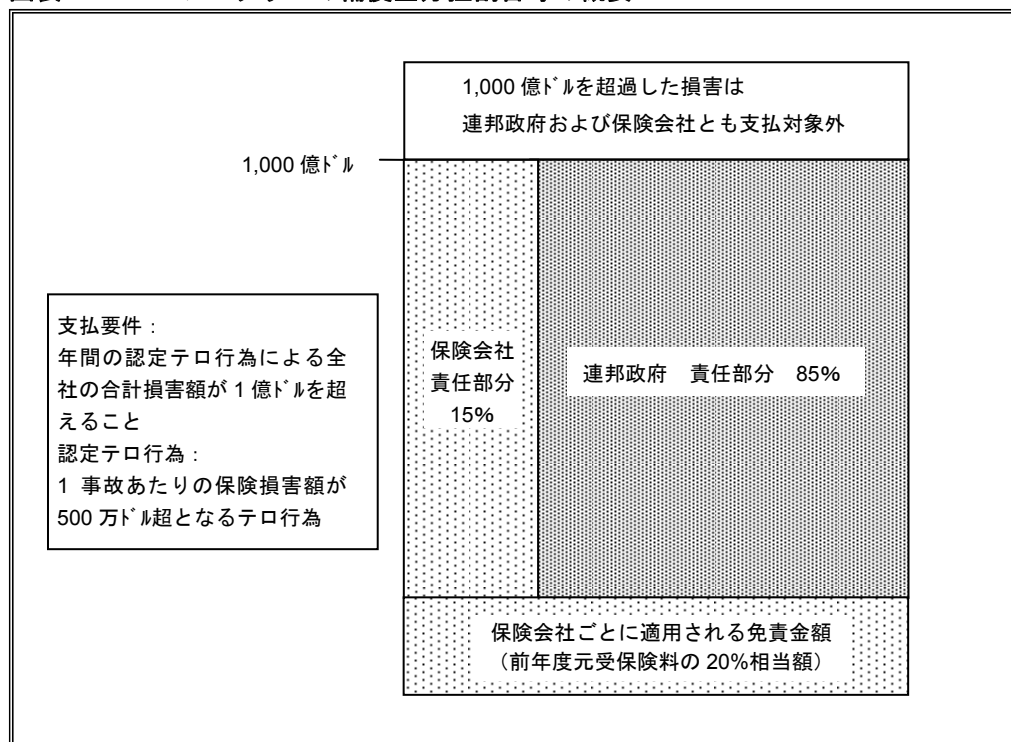
⁷ 2010 年 7 月に成立した金融規制改革法（ドット・フランク法）により、米国財務省内に連邦レベルの保険規制機関として設置された。ただし、米国の保険業の一般的監督権限は引き続き州に確保されたため、連邦保険局の権限は限定的である。ドット・フランク法はリーマンショック（2008 年 9 月）による世界的金融危機を契機に金融システムにおける責任のあり方や透明性を改善することにより米国における金融の安定を増進することを目的として定められた。

⁸ 後記(2).f.図表 5 参照。

⁹ 保険会社ごとに適用される免責金額の算出要素は TRIA プログラムで対象とされる保険種類の前年度元受保険料の合計額のみであり、実際のテロリスクの引受額は要素としていない。

度構築から1度も発生していない。

図表4 TRIAプログラムの補償金分担割合等の概要



(出典：Congressional Research Service, “Terrorism Risk Insurance: Issue Analysis and Overview of Current Program” (2014.3)をもとに作成)

b. 支払対象となるテロの定義

TRIA プログラムで支払対象となるには、連邦政府によるテロ行為の認定が必要であり、連邦財務長官、国務長官、司法長官の3者すべての承認を要することが規定されている。連邦政府が認定するテロ行為とは、以下の要件を満たす必要があり、かつ1事故による保険会社全社の保険損害合計額が500万ドルを超過した場合である。

- テロ行為であること
- 人の生命、財産もしくはインフラへの暴力行為または危機行為であること
- 損害が米国内で生じること（ただし国外であっても、米国航空機、米国船舶上は含まれる）
- 米国政府または政治を抑圧、または米国民を抑圧するために個人または複数による行為であること

c. TRIAプログラムの対象となる保険種類

TRIA プログラムの対象となる保険契約は、米国内でテロ補償を付帯して販売され

るほとんどの企業向け損害保険契約である¹⁰。ただし、テロ補償の付帯は契約者の任意である。

なお、個人向けの保険商品、例えば個人自動車保険、ホームオーナーズ保険などは TRIA プログラムの対象に含まれていない。また、個人の生命保険も対象外である。これらの個人向け商品の普通保険約款では、テロ行為は免責として明記されていない。したがって、テロ行為に起因する爆発や火事、煙害などによる損害は、補償対象に含まれることになる。

d. 補償対象とならないテロ行為

テロ行為は巨額の損害をもたらす災害といえるが、中でも、原子力、生物、化学、放射線（nuclear, biological, chemical and radiological : 以下「NBCR」）兵器を使用した攻撃は、爆弾等による従来型の方法と比べて格段に巨額の損害となることが想定される。

TRIA 法ではテロ形態等による免責は特段定めておらず、免責事故の取扱は、保険商品の規定に従うと定めている。米国で販売されている損害保険商品のほとんどは原子力、放射能に起因する損害を免責にしていることから、原子力兵器・放射線兵器による損害は支払対象にならない。また、生物兵器・化学兵器に起因する事故は、それを直接的に免責とする条項はないものの、保険会社は、汚染・汚濁損害（pollution・contamination loss）を免責とする条項にもとづき、生物・化学兵器による損害を免責とするとみられている¹¹。

e. TRIA プログラムの対象契約の補償内容および保険料

TRIA 法では、その目的であるテロ補償の入手可能性および購入可能性を安定的に保つため、2つの規定を定めている。

1 つは、保険会社はテロ補償を提供するに当たって、主契約と同じ補償をテロリスクに対しても提供することを義務付けられている。

2 つめは、保険会社は TRIA プログラムの対象となる保険商品の募集の際には、顧客に対して必ずテロ補償の案内を行い、付保の要否について確認することが義務付けられている（make available 条項）¹²。テロリスクを補償しない、もしくはテロ補償

¹⁰ ただし、次の保険種類は対象から除外されている、①連邦および民間の農業保険・家畜保険、②年金保険、③保証保険、④医療過誤保険・専門職業賠償責任保険、⑤盗難保険、⑥再保険および再々保険、⑦連邦洪水保険、⑧生命および医療保険（団体保険も含む）、⑨企業自動車保険（2005年の改定で対象から除外された）。

¹¹ Committees United States Government Accountability Office (GAO), “Terrorism Insurance Status of Coverage Availability for Attacks Involving Nuclear, Biological, Chemical, or Radiological Weapons” (2008.12)

¹² TRIA 法では顧客がテロ補償を購入することは義務付けてはいない。テロ補償を付保するかしないかは顧客の判断に任されている。ただし、強制保険である労災保険については、ほとんどの州法でテロ補償の

の範囲を狭めるなどの対応は、顧客の意思にもとづく必要がある。

なお、TRIA プログラムでは保険会社もしくは保険契約者による事前の費用負担はない。したがって、契約者が付帯したテロ補償の保険料は、引受保険会社の保有部分¹³に適用される額である。テロ補償の保険料の水準等に関しては特段の規定はない。TRIA 法では、州ごとの規制を保つため、テロ行為の認定以外は州の保険規制が優先するとしており、保険料率の設定については、各州の規制のもとで、各保険会社が設定することとされている。

f. TRIA プログラムの支払の財源

TRIA プログラムにおける連邦政府の負担する補償金の財源には税金が充てられるが、TRIA 法では支払われた補償金の一部を、保険市場から事後的に回収することを規定している。

TRIA プログラムによって支払われた補償金は「取り戻し金 (recoupment)」として、連邦政府による補償金の支払いが行われた後、すべての企業向け損害保険契約に対して賦課保険料 (surcharge) を課すことによって回収される。賦課保険料の額は年間保険料の 3%を上限とすることが規定されている。回収期間は、テロ行為の発生時期に応じて定められており、2012 年以降に発生したテロ行為の場合、「取り戻し金 (recoupment)」の回収は 2017 年 9 月末までに行うこととされている。

事後に回収される「取り戻し金 (recoupment)」の限度額は、TRIA プログラムによる支払が行われた場合の、保険会社の負担額¹⁴によって決まる仕組みとなっている。現在の TRIA 法では、保険会社の負担額が 275 億ドルに満たない場合は、TRIA プログラムから支払われた補償金の全額が事後に回収されるとしている。なお、支払われた補償金が 275 億ドルを超過した場合は、財務省が別途、政府負担の割合等を検討し定めるとしている。

TRIA 法では「取り戻し金 (recoupment)」の限度額を「保険市場の合計保有額 (insurance marketplace aggregate retention amount)」と定めており、この額は、TRIA プログラム創設時の 100 億ドルから現在の 275 億ドルまで段階的に引き上げられてきている (図表 5 参照)。

付帯が義務付けられている。

¹³ TRIA プログラムで適用される保険会社の免責金額と、免責金額を超過した損害額の 15% (前記(2).a. 図表 4 参照) との合計額。

¹⁴ 同上。

図表 5 TRIA 法の補償概要の推移

| 項目 | 2002 年以降 | 2006 年以降 | 2008 年以降 |
|--------------------------|--|------------------------------------|------------------|
| 法令期限 | 2005 年 12 月 31 日 | 2007 年 12 月 31 日 | 2014 年 12 月 31 日 |
| テロ認定のための 1 事故損害額に関する要件 | 500 万ドル超 | 変更なし | 変更なし |
| 補償支払のための全社合計損害額に関する要件 | 条件なし | 2006 年：5,000 億ドル 2007 年：1 億ドル | 1 億ドル |
| 保険会社の免責金額(前年元受保険料に対する割合) | 2003 年まで： 7% 2004 年： 10% 2005 年： 15% | 2006 年： 17.5% 2007 年： 20% | 20% |
| TRIA プログラムの連邦政府の責任割合 | 90% | 85% | 85% |
| 保険市場の合計保有額 | 2003 年まで：100 億ドル 2004 年： 125 億ドル 2005 年： 150 億ドル | 2006 年： 250 億ドル 2007 年： 275 億ドル | 275 億ドル |

(出典：Congressional Research Service, “Terrorism Risk Insurance: Issue Analysis and Overview of Current Program” (2014.3)などをもとに作成)

(3) TRIA プログラムによるテロリスク対応への効果および課題

本項では TRIA プログラムが同時多発テロ後の保険業界にもたらしてきた効果および今後の課題について説明する。

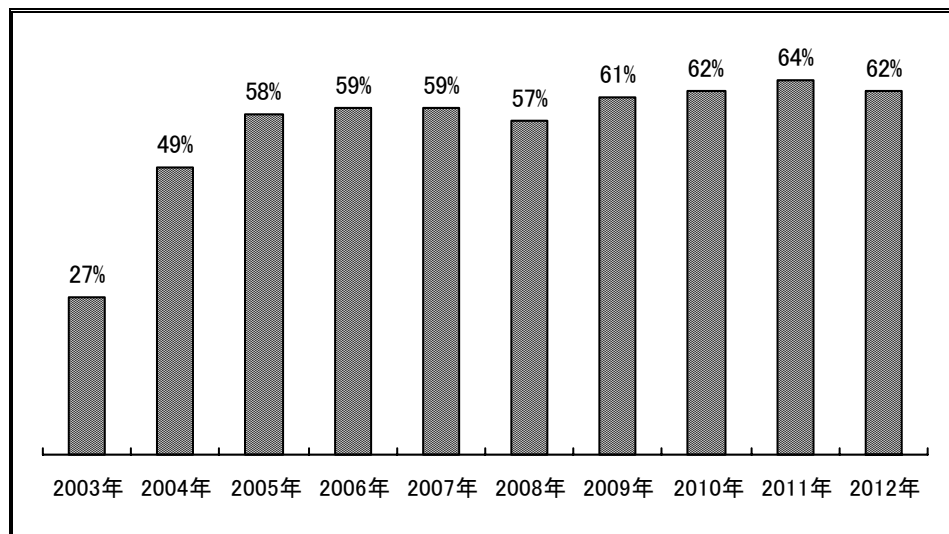
a. TRIA プログラムのもたらした効果

TRIA プログラムの導入目的は、テロ補償の入手可能性 (availability) と購入可能性 (affordability) の改善である。TRIA 法で規定する make available 条項によって、テロ補償の案内が保険会社に義務付けられ、入手可能性が確保された。テロ補償の保険料率の設定に関する TRIA 法の規定はなく、保険会社が個別に設定しているものの、保険料率の水準は 2003 年以降徐々に低下してきており、購入可能性の向上に寄与した。中堅大手企業向けのテロ補償の平均料率は 0.0057% から 2004 年には 0.0042%、2009 年 0.0025% まで、半分以下の水準まで低下している。

図表 6 はマーシュ社の調査によるテロ補償の付保率の推移を示した表である¹⁵。TRIA プログラムが開始された当初は、テロ補償の購入は契約者の意思に任されていたこと、テロ補償の保険料が高額であったことから、テロ補償の普及について懸念されていた。しかしながら、付保率は 2003 年の 27% から 2005 年で 58% まで増加した後は、60% を超える水準を維持している (業種によっては 80% の水準)。このことから、テロ補償の入手可能性と購入可能性については、保険市場で安定的に調達できる環境が提供されていると考えられている。

¹⁵ Marsh, “2013 Terrorism Risk Insurance Report” (2013.5)

図表 6 テロ補償の付帯率



(出典：Marsh, “2013 Terrorism Risk Insurance Report” (2013.3)をもとに作成)

b. TRIA プログラムにかかわる課題

TRIA プログラムによってテロリスクの安定的な引受が維持されているといわれている。一方で、巨額の損害につながるものが懸念される原子力、化学、生物、放射線兵器を使用したテロ行為およびサイバーテロ等に対する補償への対応が継続的に議論されている。また、2014年12月末に期限を迎える本プログラムの動向も業界の大きな関心事である。

(a) 原子力、化学、生物および放射線兵器によるテロ行為ならびにサイバーテロ等に対する補償

原子力、生物、化学、放射線 (nuclear, biological, chemical and radiological : NBCR) 兵器によるテロ行為は、巨額の被害をもたらす手段として危惧されている。前記 2.(2).d.のとおり TRIA 法自体では NBCR 兵器によるテロ行為に特段の言及を¹⁶行っていないものの、TRIA プログラムが対象としている、各保険会社の保険商品のほとんどは、テロ行為であるか否かにかかわらず NBCR 兵器に関連した事故を免責としている。2007年に TRIA 法の補償を NBCR 兵器によるテロ行為を含めることを明記した法案が提案されたものの法律として成立するにはいたらなかった。

また、近年は NBCR 兵器によるテロ行為と同様に巨額の損害をもたらす可能性のあるテロ行為として、サイバーテロに関する危惧も高まっている。米国損害保険協会 (Property Casualty Insurers Association of America : PCI) が行った企業のサイバーリスクに対する意識調査によると、80%以上の企業が、今後数年間のうちに

¹⁶ Ponemon Institute, “Cyber Catastrophes: Understanding the Risk and Exposure”(2014.3)

サイバーテロによる災害が発生するとして、リスクを懸念している。国土安全保障省では、米国北東部一帯の電力を停止するなどのサイバーテロが発生した場合の影響は、大型ハリケーン以上になる可能性があるとしている¹⁷。しかしながら、サイバーテロに起因する保険金支払も NBCR 兵器による行為と同様に、ほとんどの保険会社の保険商品で支払の対象にならないとみられており、NBCR 兵器によるテロ攻撃とともに今後の TRIA プログラムでの取扱が課題とされている¹⁸。

(b) TRIA 法の延長動向

TRIA 法は 2014 年 12 月末に期限を迎える。期限が差し迫っていること、また 2013 年 4 月にボストンで発生した爆破テロ¹⁹によりテロリスクが再認識され、議会、政府および保険業界は頻繁な対話を継続している。TRIA 法によって、民間保険業界のテロリスク引受の意欲と能力は大きく増したと分析されている²⁰。TRIA プログラムの提供が開始された 2002 年以降、テロ補償の料率水準は徐々に低下し、ここ数年の企業契約者の約 60% が補償を購入している。これらのマーケットの安定は、保険会社にとって巨額損害となりうるテロリスクについて、TRIA プログラムによって保険会社の負担するリスクに上限が設けられたことによってもたらされたものと考えられている。

再保険ブローカーのガイカーペンターは TRIA プログラムが継続されない場合、保険会社のテロ保険の引受キャパシティは、リスクが高いとみられている主要都市部のビジネス街を中心に著しく縮小され、テロ補償の保険料率は大幅に値上がりするとの見解を示している。その結果、テロ補償の入手可能性および購入可能性は大きく制限され、多くの企業がテロリスクの一部もしくはほとんどを保有せざるを得ない状況になり得るとしている。また、TRIA 法が延長されたとしても、政府の補償の仕組みをさらに縮小するような大きな変更が行われた場合、テロリスクを引き受ける元受保険市場、再保険市場ともに大幅に縮小する可能性があるとしている。

同様の見解や分析は他の多くの業界関連機関からも示されており、保険業界全体の声として、現在のテロリスク引受における安定的な環境を維持するためには、TRIA 法の延長措置は必須とする意見が大勢を占めている。

¹⁷ I.I.L., “Terrorism Risk a Constant Threat” (2013.7)

¹⁸ Insurance Journal, “Is TRIA for Cyber Terrorism?” (2013.10.21)

¹⁹ ボストンの爆破テロは TRIA プログラムのテロ認定の要件を満たしていない。TRIA 法では認定テロの要件の 1 つにテロ行為による保険損害額が 500 万ドル超となることを定めているが、ボストンで発生したテロ行為の保険損害額はおよそ 250 万ドルであった。

²⁰ Congressional Research Service, “Terrorism Risk Insurance: Issue Analysis and Overview of Current Program”(2014.3)

3. テロリスクの特性

巨大損害をもたらしうるテロ行為は、自然災害と類似したリスクと位置付けられているものの、テロリスクの持つ特性は、保険引受を自然災害以上に困難なものとしている。これまでみてきたとおり、米国では TRIA 法による政府の支援によってテロ保険マーケットの安定が保たれているといえる。一方、財務省は TRIA 法の有効性、改善策等に関する調査を継続的に行っており²¹、業界関係者²²のテロリスクの保険引受にかかわる見解が収集されている。以下では、調査で示されているテロリスク特性について説明する。

(1) 事故発生頻度の将来予測

保険会社は一般的に、適正な保険料率設定のためには、大量の事故データを収集し統計的手法によって分析する必要があり、そこには「大数の法則」が働く必要がある。例えば、自動車保険や火災保険では毎年、数百万件の事故対応を行っており、そこから事故頻度を分析するための多くの統計を取ることができる。ハリケーンや地震などの主要な自然災害は、発生頻度は低いものの、それでも過去に発生した数百、数千の記録が存在し、それらの記録によって発生頻度の統計分析が行われている。

一方、米国でのテロ行為については、発生頻度が低いことに関しては、自然災害と同等の性質を持つと言えるものの、分析のための過去の記録は、自然災害の過去事例以上に件数が限られている。したがってテロ行為の発生頻度を過去のデータから、統計的手法によって信頼のおける分析を行うことは困難である。

事故発生頻度の予測は、過去データによる分析だけでなく、リスク情報を分析することによる発生確率の推測が行われている²³。自然災害に関しては、例えば、ハリケーン災害については、季節予報や気象専門機関による気候シミュレーションなど最新の科学技術的な知見の駆使によって発生確率が推測されている。一方、テロ行為については、テロの専門家による分析が行われているものの、その内容は非常に主観的にならざるを得ない。分析には、政府機関等での経験を持つ防災専門家などが関わっているとされているが、頻度、場所、攻撃手段などの視点において専門家間の分析であっても大きな幅が生じる。さらに分析のもととなるリスク情報についても、テロに関する情報は、国の機密情報である場合も多く、保険業界が取得できる情報は限定的である。したがって、リスク分析における事故発生頻度の分析においても、自然災害の場合以上に困難である。

²¹ 財務省は、「金融市場に関する大統領のワーキンググループ (The President's Working Group on Financial Markets)」の中心機関としてテロ補償の入手可能性および購入可能性の長期的展望に関する継続的調査を行っている。

²² 調査では、広範な業界関係者からのパブリックコメントを収集しており、米国保険協会 (AIA)、損害保険協会 (PIA)、米国保険情報協会 (III)、米国アクチュアリー学会 (AAA) などの業界関連団体、大手保険会社、大手再保険会社、大手国際ブローカーなどが含まれている。

(2) 予想最大損害額の分析

保険会社は支払不能になるほどの巨額のリスクを負うわけにはいかないため、引受リスクについて予想最大損害額を見込む必要がある。

自然災害については、過去のデータや科学的知見にもとづく分析によって、合理的な範囲内での予想最大損害額が算出可能とされている。しかしながら、テロ行為によって発生する損害の大きさは、過去の事例が限定的であることや、NBCR兵器による攻撃など、前例のない形態の攻撃への危惧も高いことから、リスクが不明確であり予想最大損害額の分析が非常に困難とされている。さまざまな形態によるテロ攻撃のシミュレーションを鑑みると、損害額の上限見込は事実上無制限となり、ほとんどの保険商品で免責とされている戦争リスクと同等ともいえる。

図表7はリスクモデリング会社である Risk Management Solutions (RMS) のテロリスク分析モデル²⁴によるシミュレーション例である。これらのシミュレーションのほとんどは NBCR 兵器によるテロ行為を対象としているが、米国保険情報協会 (Insurance Information Institute, Inc : I.I.I.) の見解では、近年の未遂に終わったテロ行為事例を鑑みると爆弾等の武器を使用した従来型のテロ行為でも巨額の損害が生じ得るとされている。

図表7 テロ攻撃による損害シミュレーション

(単位：億ドル)

| テロ行為例 | 合計損害 | 財産保険関連の損害 | 労災保険関連の損害 | 死者数 |
|---|-------|-----------|-----------|---------|
| シカゴ市への原子力爆弾攻撃 ^(注) (核出力5キロトン) | 5,300 | 3,230 | 2,070 | 300,000 |
| ロサンゼルス市への原子力爆弾攻撃 (核出力1キロトン) | 2,300 | 1,630 | 670 | 110,000 |
| フィラデルフィア市への炭疽菌(75kg)による攻撃 | 2,160 | 1,250 | 910 | 60,000 |
| イリノイ州原子力発電所の破壊工作 | 1,480 | 1,460 | 20 | 少 |
| ニューヨーク市への放射能汚染爆弾(15,000 キュリーのセシウム137)による攻撃 | 1,270 | 1,270 | 1 | 少 |
| フィラデルフィア市への炭疽菌(1kg)による攻撃 | 440 | 260 | 180 | 10,000 |
| ニューヨーク市へのサリン・ガス(1,000kg)攻撃 | 170 | 120 | 50 | 2,000 |

(注) 広島に投下された原子力爆弾は核出力15キロトン相当。

(出典：RMS, “Quantifying U.S. Terrorism Risk” をもとに作成)

(3) 逆選択の恐れ

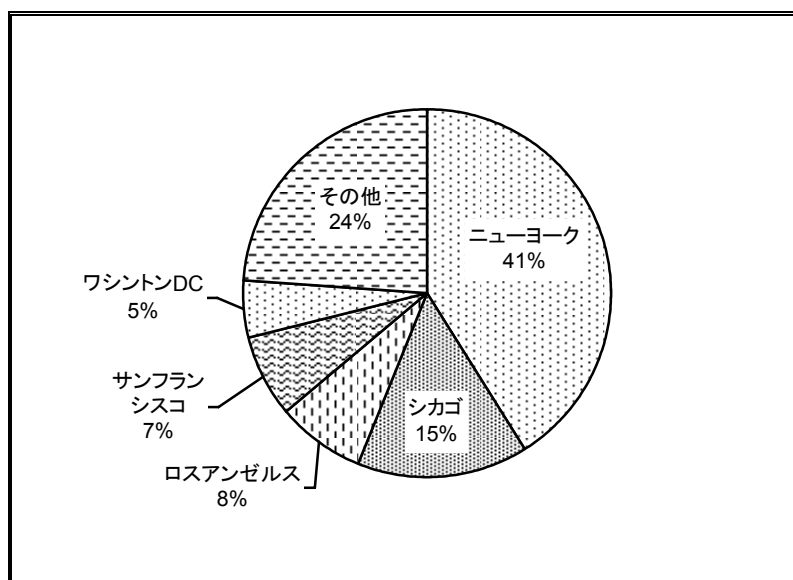
保険としてリスクを引き受け、安定的に管理するためには、リスクの平準化と分散化が図られる必要がある。危険度の高い一部の地域の人々だけが保険に加入した場合、

²³ リスク情報の分析についての詳細は後記4を参照。

²⁴ リスクモデリング会社によるテロリスク分析モデルについては後記4を参照。

いわゆる「逆選択」が行われると、保険制度の運営・維持が困難になる。テロリストは、テロ攻撃による損害の最大化と社会的なインパクトを高めるために、主要都市部の象徴的なエリアや建造物を標的とする傾向があると分析されている。図表 8 は、米国の都市部における年間平均テロ損害額の比率を予測したものであるが、ニューヨーク市だけで約 40%、その他主要 4 都市を加えた 5 都市だけで米国全体のテロ損害額の予測額の 70%以上を占めている。このような、危険地域の集中は、テロ補償の付保に関する地域的な逆選択が行われる可能性が非常に大きく、リスクの集中により保険引受を困難にする要素となっている。

図表 8 テロリスク分析モデルによる米国都市部における年間平均テロ損害額比率



(出典：RMS, “Quantifying U.S. Terrorism Risk” をもとに作成)

(4) 事故発生に関する偶然性およびランダム性

保険引受のためには事故の発生がランダムであり、かつ偶然性を有することが要件となる。しかしながら、テロ行為は人為的な行為であることから、攻撃の対象は、さまざまな要素に影響されることになる。例えば、政府がテロの可能性に関する情報を一般に公開することは、企業等の防護対応が促されると同時に、テロリストに対しても、テロ対策に関する情報を与えることになり、テロ行為の発生に影響を及ぼす可能性が高い。テロリスクについては、テロリストが防護措置の実施状況に応じて、防護が相対的に薄い、より攻撃しやすい、攻撃の成功確率が高い対象を選択することになるなどの人為的な要因を有するため、事故の発生に関する偶然性とランダム性を欠き、保険引受を困難にしている。

4. テロ行為のリスク分析モデル

前記3のとおり、保険引受を困難にする特性を持つテロリスクであるが、保険会社は過去データの不足を、予測やシミュレーションにもとづく情報でリスクを分析するリスク分析モデルを利用することで補おうとするなど、テロリスクの分析を行うための努力が継続されている。本項では、リスク分析モデルの概要を説明した上で、現在、提供されているテロリスク分析モデル例を紹介し、テロリスク分析モデルに関する課題について説明する。

(1) リスク分析モデルとは

台風や地震などの自然災害は、発生頻度が低い一方で損害が巨額になる可能性があり、過去のデータにもとづく保険統計だけではそのリスクを分析することが困難である。このようなリスクを分析するために、どのくらいの規模の事故が、どのくらいの確率で発生するかを、シミュレーションを用いて分析したものが自然災害リスク分析モデルである。リスク分析モデルは、保険会社の業務において、主に以下の目的で利用されている²⁵。自然災害リスクと同様のリスク特性を持つテロリスクについても自然災害リスクモデルを作成している3つの団体、AIR Worldwide、EQECAT、Risk Management Solutions (RMS) が、同時多発テロの発生を契機に開発を開始し、保険会社等に提供している。

- 保険料率算出

モデリング技術による確率論的分析から算出される年平均損失は、理論的な純保険料に等しいとされ、保険料率算出に用いられる。

- リスク分析

個々の保険契約のリスク、あるいは、集積リスクが定量化されることによって、リスクの相対比較や保険会社の引受キャパシティとの比較が可能となり、保険引受の判断や集積管理等に用いられる。

- ポートフォリオの最適化

個々の保険契約のリスクと収入保険料のバランス、ポートフォリオ全体への影響を考慮して、リスク分散を行うなど適切なポートフォリオの構築に用いられる。

- 資本管理

リスク分析モデルでは、リスクが統一的な手法で計量化されることから、保険会社の保有するさまざまな災害リスクの大きさを管理するために、その分析結果が使用されている。また、格付会社が保険会社の格付を行う際に、保険会社の災害リスクの管理状況を把握するためにリスク分析モデルから算出される結果が利

²⁵ エーオン・ベンフィールド・ジャパン『自然災害リスクに係る外部調達モデルの構造等に関する調査報告書』（2012.3）

用されている。

(2) テロリスク分析モデルの例

テロリスクをモデリングするための主な手法は、一般的に以下の3つにもとづいており、保険会社の引受業務、保有リスクの管理等に活用されている。

- 確率的モデリング (Probabilistic modeling)
多くのイベント (テロ行為) にもとづく損害額の分析によって、ポートフォリオごとのリスクを分析する。
- エクスポーチャーの集積分析 (Exposure concentration analysis)
テロの見込標的の周辺のエクスポーチャーの集積状況を分析し、損害額の見込を分析する。
- 決定論的モデリング (Deterministic modeling)
仮説にもとづくシナリオによって、特定の標的に対するテロ攻撃による損害見込を分析する。

世界の三大リスクモデリング会社の1社とされるAIR社のテロリスク分析モデルでは、確率的モデリングを構築するためのテロ行為の確率分析について50万年分のシミュレーションを行い、その結果から生じた40万件のテロ行為のイベント情報が用いられている。AIR社のテロリスク分析モデルは、保険会社による利用の他にも、米国の保険料率アドバイザー団体であるISOの参考純率の算出にも利用されている。

テロ行為の発生頻度、標的見込の特定および損害の大きさの予測には、FBI、CIAおよび国防省などの政府機関で長期の経験を持つテロ対策専門家チームの知見と分析によって予測を行うデルファイ技法 (Delphi technique)²⁶が用いられる。

テロ対策専門家チームは、テロ行為予測にあたり、国内外のテロリスト、テロリストグループからの攻撃可能性を分析し、分析には実行主体ごとのテロ目的および攻撃能力等の要素が考慮される。

標的見込には、米国内の約30万の商業施設、工業施設、交通施設、教育施設、医療施設、宗教施設、政府施設が個別に指定され、それらの中でも特に危険度の高い約100の標的が「トロフィー (trophy) 標的」として特定されている。

また、想定損害の予測においては、テロ行為に使用され得るさまざまな武器による攻撃が考慮され、従来型の武器とされる爆弾攻撃のほか、NBCR兵器による攻撃による影響も分析される (図表9参照)。

²⁶ 技術予測などに用いられる技法。多数の専門家や個人にアンケート調査を行い、その結果を回答者にフィードバックして、さらに予測を繰り返し、予測の正確度を上げながら、全体の答えや意見を絞っていく。

図表 9 テロリスク分析モデルにおける想定兵器例

| 従来型武器による攻撃 | NBCR 兵器による攻撃 |
|---|----------------------------------|
| ○爆弾 ポータブル爆弾 自動車爆弾 貨物車爆弾 配送車爆弾 大型トラック爆弾 | ○化学武器 サリン VX 神経ガス |
| ○航空機攻撃 一般航空機 大型事業用航空機 | ○生物兵器 炭疽菌 天然痘 |
| | ○放射線攻撃 セシウム コバルト |
| | ○原子力攻撃 20 キロトン爆弾 50 キロトン爆弾 |

(出典 : AIR, “The AIR Model for Terrorism” をもとに作成)

(3) テロリスク分析モデルの課題

2001 年の同時多発テロ以降、自然災害リスクの分析手法を用いたテロリスク分析モデルが提供されているものの、テロリスクの特性に伴う課題は多い。例えば、全米各州の保険長官からなる全米保険庁長官会議 (National Association of Insurance Commissioners : NAIC) が行った TRIA 法の評価の中²⁷では、テロリスク分析モデルは、保険会社の料率の設定や契約の引受業務で活用されているとしながらも、モデルの精度に関しては非常に慎重な姿勢をとっているとして以下の見解を示している。

- 現段階のモデリングの精度は、まだとても不確かな段階である。特定のシナリオに基づいたシミュレーションによって、損害の大きさについては分析できるかもしれないが、頻度分析に関しては有効な手立てがなく精度が低い状態にとどまっている。
- 人為的な行為であるテロは、自然災害のような規則性を有する統計をとることはできない。最も洗練されたモデルでも、頻度分析については、経験にもとづく推測を多少発展させた程度に留まっている。
- いくつかのシミュレーションモデルが提供されているが、これらのシミュレーションの正確性について実際の事故にもとづく検証が行われたことはない。

5. 米国以外の国におけるテロリスク対応

テロ補償にかかわる制度は、米国以外の国においても、さまざまな仕組が構築されている (図表 10 参照)。国際機関の経済協力開発機構 (Organisation for Economic

²⁷ 大統領のワーキンググループが行ったテロリスク保険に関する分析に対する 2013 年 9 月の NAIC の見解。

Co-operation and Development : OECD) は、深刻なテロ攻撃を受けた際の経済の早期復興には、保険が中心的な役割を果たすとして、2010年に加盟国のテロリスクへの保険対応を継続してモニタリングする枠組を構築した²⁸。同枠組では、より有効なテロ補償にかかわる仕組の構築に寄与するために、各国のテロリスク対応の発展状況、政府の関与度合、保険市場におけるテロ補償の状況等のモニタリングと同時に、ベストプラクティスの分析を行うとしている。

以下では、米国以外の国におけるテロリスク対応の特徴的な事例として、イギリス、ドイツ、フランス、スペインおよびイスラエルの仕組を紹介する。

(1) イギリス

イギリスでは、1992年のロンドン金融街での爆破テロによる7億ドルもの保険損害を契機に、保険会社はテロリスクを免責とする対応を進めた。プール再保険株式会社 (Pool Reassurance Company Limited : 以下「Pool Re」) は、そのような状況を改善するため保険業界によって1993年に設立された。Pool Reは、テロ行為による商業施設への直接被害および事業中断による損害に限定して、再保険による引受を行う再保険会社である。

2001年の米国同時多発テロの影響により、Pool Reの補償対象は大きく拡大され、原子力、生物、化学、放射線 (nuclear, biological, chemical and radiological : NBCR) 兵器によるテロ行為も対象に含まれるようになった。

イギリスでは、テロ保険の提供は義務付けられておらず、保険会社のPool Reへの参加も義務ではない。しかし、イギリスで財産保険を販売しているほとんどの保険会社は、Pool Reの会員会社であるとされている。会員保険会社は、保険契約者の求めに応じてテロ保険サービスを提供することが義務付けられており、会員保険会社はPool Reへ出再する仕組となっている。

Pool Reから参加保険会社への支払は、保険会社ごとに設定される保有損害額を超過した額が支払われる。保険会社ごとに設定される保有損害額は、「業界全体の保有額 (1事故1億ポンド、年間2億ポンド²⁹)」と各社のテロ補償の引受額との割合にもとづいて年次ごとに設定される。

Pool Reの支払準備金残高が不足する場合には、政府が不足額の支払を行う。政府の支払は上限なく行われるものの、Pool Reは政府に対して再保険料収入の10%を支払うとともに、政府による支払を受けた際は、支払を受けた範囲で事後的に費用を支払う仕組となっている。

²⁸ International E-Platform on Terrorism Risk Insurance

²⁹ 2012年の場合。

(2) ドイツ

ドイツでは、テロ補償は、保険会社の出資により設立されたテロリスク専門の保険会社である **Extremus 保険 AG (EXTREMUS Versicherungs-AG** : 以下「**Extremus 社**」) によって引き受されており、リスクの一部は政府によって受再される仕組みが構築されている。

米国の同時多発テロの影響により、ドイツにおいても米国と同様に保険会社によるテロ補償の引受は厳しく制限されるようになった。テロ補償の入手可能性の改善を図るため、財物のテロリスクの引受を専門に行う保険会社である **Extremus 社** が 2002 年 1 月に設立された。**Extremus 社** は保険会社・再保険会社の出資によって運営されており、ドイツ政府は、同社が引き受けた契約の一部を受再している。

保険の対象は、保険金額が 2,500 万ユーロ以上の企業の財物または事業中断にかかわる損害である。企業の付保義務はなく契約は任意である。**Extremus 社** の支払限度額は 1 契約あたり 15 億ユーロであり、年間の総支払限度額は 100 億ユーロに設定されている。**NBCR** 兵器によるテロ行為、サイバー攻撃によるテロ行為、戦争に伴う損害は保険金の支払対象には含まれていない。

なお、**Extremus 社** の支払キャパシティのうち 200 億ユーロまでは、民間の保険会社・再保険会社によって受再され、200 億ユーロを超過する部分をドイツ政府が受再する仕組みとなっている。

(3) フランス

フランスでは公的機関と保険会社の再保険プールによって共同でテロリスクが引き受けられており、最終的な支払責任は政府によって保証されている。本制度は 2001 年の米国同時多発テロを契機に構築された。それまでは、財産保険ではテロリスクを基本補償から切り離すことは規定により認められておらず、テロ補償を提供しないことは、財産保険の引受を行わないことにつながった。

テロ攻撃に関する保険および再保険リスク管理 (**Gestion de l' Assurance et de la Réassurance des Risques d' Attentats et Terrorisme** : 以下「**GAREAT**」) は、政府と保険会社が共同でテロリスクを引き受ける再保険プール制度である。**GAREAT** への参加はすべての保険会社に義務付けられている。

フランスでは、保険会社は企業契約のテロ補償の引受が義務付けられており **GAREAT** が主として補償するのは、義務付けられた企業の財産および事業中断に関するテロ損害である。支払の対象となるテロ行為には、化学、生物、放射線および原子力兵器も含まれている。

再保険プールの政府保証は時限措置とされているが、数度の延長措置がとられ、現在は 2018 年末までとなっている。

(4) スペイン

テロリスクに対する補償は、強制保険制度として政府関連機関が引受を行っている。テロは、異常リスクとして、暴風、洪水、地震、暴動などとともに、1954年に設立された異常リスク保険制度（Consortio de Compensation de Segros）によって引き受けられる。本制度による補償は、保険会社の販売する財産保険契約等の強制付帯契約として提供される。保険金の支払財源は、異常リスク保険の保険料によって賄われており2004年3月にマドリッドで発生したテロ攻撃では4,100万ユーロ、2006年12月に発生したバラハス国際空港での爆破テロでは4,600万ユーロの支払を行っている。

(5) イスラエル

イスラエルは、政府がテロ損失の補償を提供しており、保険会社の負担はない。国内の戦争および敵対行為による損害は1961年に制定された政府の公的補償ファンド（Government Compensation Fund (Israeli Terrorism Pool)）によって補償される。補償の財源は、財産税が充てられることが規定されている。個人および企業双方の財産が補償の対象となっており、企業については、労災補償、営業損失補償も対象に含まれている。

図表 10 諸外国のテロ補償にかかわる制度

| 国名 | 強制の有無 ^(注) | 制度名等 |
|---------|----------------------|--|
| イギリス | × | プール再保険株式会社 (Pool Reinsurance Company Limited (Pool Re)) |
| ドイツ | × | EXTREMUS 保険 AG (EXTREMUS Versicherungs-AG) |
| フランス | ○ | テロ攻撃に関する保険および再保険リスク管理 (Gestion de l'Assurance et de la Réassurance des Risques d'Attentats et Terrorisme (GAREAT)) |
| スペイン | ○ | 保険補償協会 (Consortio de Compensacion de Seguros (CCS)) |
| イスラエル | ○ | 政府補償ファンド ^(注) (イスラエル・テロ・プール) (Government Compensation Fund (Israeli Terrorism Pool)) |
| インド | × | インド損害保険会社 (The General Insurance Corporation of India) |
| インドネシア | × | インドネシア・テロ保険プール (Indonesian Terrorism Insurance Pool) |
| オーストラリア | × | オーストラリア再保険プール会社 (Australian Reinsurance Pool Corporation (ARPC)) |
| オーストリア | × | オーストリア・テロプール (Österreichischer Versicherungspool zur Deckung von Terrorisiken (The Austrian Terrorpool)) |
| オランダ | × | オランダ・テロリスク再保険会社 (Nederlandse Herverzekeringsmaatschappij voor Terrorisemeschaden (NHT)) |
| 北アイルランド | × | 犯罪被害補償スキーム (Criminal Damage Compensation Scheme Northern Ireland) |
| スイス | × | テロ再保険機関 (Terrorism Reinsurance Facility) |
| スリランカ | × | スリランカ・テロ (政府) ファンド ^(注) (Sri Lankan Terrorism Fund - Government) |

| 国名 | 強制の有無 ^(注) | 制度名等 |
|--------|----------------------|--|
| 台湾 | × | 台湾・テロ保険プール (Taiwan Terrorism Insurance Pool) |
| デンマーク | × | デンマーク・テロ保険スキーム (Danish Terrorism Insurance Scheme) |
| ナミビア | × | Namibia Special Risks Insurance Association (NASRIA) |
| バーレーン | × | アラブ戦争リスク保険シンジケート (The Arab War Risks Insurance Syndicate (AWRIS)) |
| フィンランド | × | フィンランド・テロプール (Finnish Terrorism Pool) |
| ベルギー | × | テロ再保険および保険プール (Terrorism Reinsurance & Insurance Pool (TRIP)) |
| 香港 | × | 自動車保険局 (The Motor Insurance Bureau (MIB)) |
| 南アフリカ | × | 南アフリカ・特殊リスク保険協会 (South African Special Risks Insurance Association (SASRIA)) |
| ロシア | × | ロシア・アンチテロ保険プール (Russian Anti-terrorism Insurance Pool (RATIP)) |

(注) テロ補償の購入等が強制、もしくはすべての対象が補償されている制度は○としている。

(出典：I.I.L., “Terrorism Risk: A Constant Threat” (2013.6)などをもとに作成)

6. おわりに

わが国では幸いにも、米国およびテロ保険制度を構築している諸外国のように国内のテロリスクが懸念される状況には、現在のところはない。したがって、わが国の企業保険分野を中心とする多くの保険約款で2001年の同時多発テロ以降にテロ行為に起因する損害が免責とされたにもかかわらず、大きな混乱を生じていない。

しかしながら、本稿の冒頭でも述べたように東京オリンピックの開催などに伴う、国内のますますの国際化や世界各地のテロの情勢を踏まえると、わが国がテロリスクと無縁であるとはいえない。よって同時多発テロ以降に企業のテロ補償の引受が行われないことが経済的にも大きな問題となった諸外国に類似した状況にわが国が陥らないという保証はない。

米国では、TRIA プログラムが運営されていることによってテロ補償の安定的な引受が行われているといえる。人為的な行為であるテロリスクの特性は自然災害以上に保険引受を難しいものにしており、テロ補償提供に関して連邦政府の支援の果たしている役割は大きい。保険業界のみならず、銀行、不動産業界を含む多くの関係者が、2014年12月末のTRIA法の期限延長を要望している。

一方で、米国のテロ補償にかかわる安定的な状況は、TRIAプログラムが開始されてから、支払対象となる大規模なテロ被害が発生していないことも大きな要因の1つであるとされている。本プログラムの補償金を、テロ補償を購入していない契約者も含めた、すべての企業保険契約者への賦課保険料によって事後的に回収するスキームが実際に実施された場合の影響、反応は未だ不透明である。また、NBCR兵器を使用したテロ攻撃やサイバーテロなど、巨大な損害をもたらさうる形態のテロ行為に対する懸念があるにもかかわらず、ほとんどの保険契約では補償対象となっていない。このような状況

を考慮すると、安定的な引受環境を構築しているとする TRIA プログラムであるが、その中の課題は決して少なくないと考えられる。

仮に、わが国の保険業界において、テロリスクへの具体的な対応が求められた際には、米国をはじめとする諸外国の取組を踏まえて検討することは当然のステップであり、効果的な制度を参考にすることは、非常に有益である。しかしながらテロリスクの特性により、既存の制度も多くの課題を抱えており、わが国においては、それらを十分に検証し対処していくことが特に重要であると考えられる。

<参考資料>

- ・ エーオン ベンフィールド ジャパン『自然災害リスクに係る外部調達モデルの構造等に関する調査報告書』(2012.3)
- ・ 外務省『平成 14 年版外交青書』
- ・ 国土交通省国土交通政策研究所『交通分野におけるテロ被害に対する金銭的リスクマネジメントについての調査報告書』(2006.2)
- ・ 「貿易保険 改正法案成立」(保険毎日新聞、2014.4.9)
- ・ Airmic, “Terrorism Insurance Review”(2013)
- ・ AON, “Response to U.S. Treasury and President’s Working Group: Terrorism (Re)insurance”(2013.9)
- ・ Committees United States Government Accountability Office (GAO), “Terrorism Insurance Status of Coverage Availability for Attacks Involving Nuclear, Biological, Chemical, or Radiological Weapons” (2008.12)
- ・ Congressional Research Service, “Terrorism Risk Insurance: Issue Analysis and Overview of • Rand Corporation, “National Security Perspectives on Terrorism Risk Insurance in the United States”(2014.3)
- ・ I.I.I., “Terrorism Risk: A Constant Threat” (2013.6)
- ・ I.I.I., “The Future of the Federal Terrorism Risk Insurance Program”(2013.6)
- ・ Insurance Journal, “Mass. Regulator Offers Update on Industry Developments, Boston Bombing Claims”(2013.11.27)
- ・ Insurance Journal, “Experts Weigh Boston Bombings’ Impact on Government-Backed Terrorism Insurance” (2013.4.30)
- ・ Insurance Journal, “Is TRIA for Cyber Terrorism?” (2013.10.21)
- ・ Marsh, “2013 Terrorism Risk Insurance Report” (2013.5)
- ・ RMS, “RMS White Paper: Quantifying U.S. Terrorism Risk”
- ・ Ponemon Institute, “Cyber Catastrophes: Understanding the Risk and Exposure”(2014.3)
- ・ President’s Working Group on Financial Markets, “ Market Conditions for Terrorism Risk Insurance 2010” (2010.6)
- ・ SwissRe, “Terrorism Risk Insurance Act The Economic Case for Public-Private Partnership” (2013.9)
- ・ Wharton University of Pennsylvania, “TRIA at Ten Years: The Future of the Terrorism Risk Insurance Program”(2012.9)

<参考サイト>

- ・ 外務省ウェブサイト <http://www.mofa.go.jp/>
- ・ 公安調査庁ウェブサイト <http://www.moj.go.jp/>

- ・ 米国国土安全保障省 (U.S. Department of Homeland Security) ウェブサイト <http://www.dhs.gov/>
- ・ 米国財務省 (U.S. Department of Treasury) ウェブサイト <http://www.treasury.gov/>
- ・ 米国損害保険協会 (PCI) ウェブサイト <http://www.pciaa.net/>
- ・ 米国保険協会 (AIA) ウェブサイト <http://www.aiadc.org/>
- ・ AIR ウェブサイト <http://www.air-worldwide.com/>
- ・ American Academy of Actuaries ウェブサイト <http://www.actuary.org/>
- ・ AON ウェブサイト <http://www.aon.com/terrorismmap/>
- ・ EQCT ウェブサイト <http://www.eqecat.com/>
- ・ Extremus ウェブサイト <http://www.extremus.de/>
- ・ GAREAT ウェブサイト <http://www.gareat.com/>
- ・ MARSH ウェブサイト <http://usa.marsh.com/>
- ・ NAIC ウェブサイト <http://www.naic.org/>
- ・ RMS ウェブサイト <http://www.rms.com/>
- ・ OECD ウェブサイト <http://www.oecd.org/>
- ・ Pool Re ウェブサイト <https://www.poolre.co.uk/>
- ・ Rand Corporation ウェブサイト <http://www.rand.org/>
- ・ The Wharton School, University of Pennsylvania ウェブサイト <http://www.wharton.upenn.edu/>